

令和3年5月11日

市政記者 各位

緊急事態宣言発出に伴う港湾施設の利用制限について

緊急事態宣言発出に伴い、下記の港湾施設の利用制限についてお知らせします。

記

1 期間

令和3年5月12日（水）～5月31日（月）まで

2 制限内容

(1) 施設の閉鎖

以下の港湾施設については、原則として期間中の利用はできません。

- ①博多港国際ターミナル
- ②福岡市ヨットハーバー

(2) 駐車場、遊具の利用について

※利用状況に応じて対象公園等を追加する場合があります。

(ア) 以下の公園の駐車場、遊具については、期間中終日利用できません。

※定期利用者は駐車場利用可能です。

- ①みなと100年公園
- ②福岡市海浜公園（シーサイドももち、マリナタウン海浜公園）

(イ) 以下の緑地の遊具については、期間中終日利用できません。

- ・アイランドシティ外周緑地

【問合せ先】

港湾空港局 港湾管理課 富永 TEL 092-282-7047

(博多港国際ターミナル、福岡市ヨットハーバー、福岡市海浜公園に関すること)

維持課 ^{しらつち}白土 TEL 092-282-7142

(みなと100年公園、アイランドシティ外周緑地に関すること)